

宮崎市上下水道局業務継続計画

〔第4版〕



策定 平成26年 4月
改訂 平成27年 6月
改訂 平成29年 3月
改訂 平成29年12月

目次

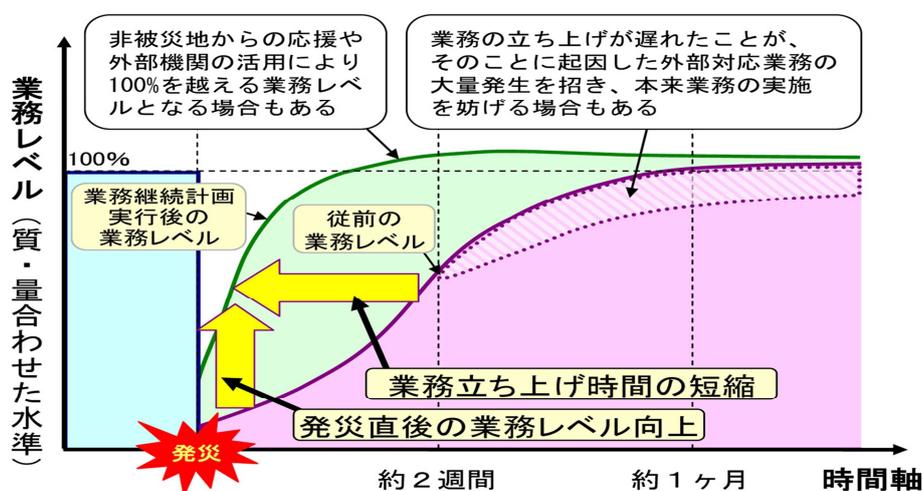
- I 計画の目的
- II BCPの趣旨
 - 1 BCPの基本方針
 - 2 BCPの発動と解除
- III 上下水道事業の危機及び災害の想定
- IV 非常時優先業務
 - 1 非常時優先業務の選定
 - 2 非常時優先業務と着手時期
- V 災害発生時の対応
 - 1 初動活動
 - 2 職員の安否・参集方法
 - 3 各機関との連絡調整
 - 4 記録・報道機関対応
 - 5 局対策本部
 - 6 上下水道対策部の事務分掌
 - 7 宮崎管工事協同組合等との連携
 - 8 関係部局との業務調整
- VI 危機管理体制の整備
 - 1 未然防止対策
 - 2 平常時対策
- VII 事後対策
 - 1 記録
 - 2 検証
 - 3 結果の公表

I 計画の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災を機に「地震災害対策計画」が、さらに平成17年9月の台風14号被害を教訓に「宮崎市上下水道局災害対策計画」が策定され、運用されてきたところである。平成23年3月に発生した東日本大震災を機に、なお一層の危機管理体制の確立が求められることとなったことから、宮崎市地域防災計画の下に「宮崎市上下水道局災害対策計画」の見直しを行い、危機管理能力の向上と災害発生時のより迅速かつ的確な対処に資するべく「宮崎市上下水道局危機管理対策計画」が平成24年3月策定された。

また、発災時の限られた資源でどのような業務を優先的に実施するか、いつ着手するか、その業務の遂行にどのような資源が必要かなどを明らかにし、発災時の上下水道業務の機能低下を最小限にとどめ、職員及び受援体制を整え、機能の回復と災害復旧を速やかに実施するために、「宮崎市上下水道局危機管理対策計画」を改定し「宮崎市上下水道局業務継続計画（以下、BCPという）」を平成26年4月に策定した。これにより、発災時の行動マニュアルを局職員に定着させ必要な措置を講じることで、図表1に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上という効果を得ることができる。

※BCPとは、「Business Continuity Plan」の略。



図表1 BCPの実践に伴う効果のイメージ
(内閣府「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」より)

II BCPの趣旨

1 BCPの基本方針

- (1) BCPを発動した場合、上下水道局（以下、局という。）は、非常時優先業務を最優先に実施する。その実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、一旦停止する。
- (2) BCPの発動後、通常業務の再開にあたっては、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指す。
- (3) 平常時の取組みとして、業務継続を阻害する要因（課題）の解消に努める。

2 BCPの発動と解除

BCPに基づく非常時体制をとることを「BCPの発動」とし、その体制を解除することを「BCPの解除」と定義する。

(1) 発動要件

大規模な地震や大規模風水害などの災害の発生により、上下水道局対策本部（以下「局対策本部」という。）が設置されるとともに、局又は施設に甚大な被害が生じた場合とする。

(2) 発動権限者

局対策本部長（上下水道局長）（以下「局本部長」という。）とする。なお、局本部長に事故があるときは、局対策副本部長（管理部長）（以下「局副本部長」という。）を発動権限者とする。

(3) 発動の流れ

- ①局副本部長及び各対策班長は、局対策本部において、局及び施設の被害状況を報告する。情報班は、これらの情報を収集分析し局本部長に報告する。また、総務課長は、局の被害状況を、宮崎市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に報告する。
- ②局本部長は、①の報告に基づき、速やかに発動の要否を決定する。
- ③発動を決定した場合、外部調整班は、直ちにその旨を市対策本部及び防災関係機関等に通知するとともに、情報班は報道機関に発表する。

(4) 解除

局本部長は、局全ての通常業務の再開をもって、BCPの解除を宣言する。ただし、各部長及び各対策班長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。解除宣言後、外部調整班は、直ちにその旨を市対策本部及び防災関係機関等に通知する。

Ⅲ 上下水道事業の危機及び災害の想定

上下水道事業運営上想定される主な危機及び災害は次のとおりである。

- (1) 自然災害 地震、風水害、土砂災害、異常濁水、津波
- (2) 水質事故 原水、浄水、配水給水における水質異常
- (3) 施設事故 幹線管路等の破損による重大事故、浄水場・処理場の異常事態、火災
- (4) その他 広域停電事故、テロ、新型インフルエンザその他

本計画は、災害などにより断水となった場合を想定し、その対応を示しているが、台風・風水害の場合を含め、災害発生初期における局の使命は、最優先すべきは飲料水、生活用水の確保と供給であり、その後水道、下水道の復旧対策となることから、自然災害以外の危機に対しても基本的に本計画を参照し、必要な対策を講じていく。

●職員配備体制

対応レベル	対応部署	危機・災害の例
A	所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水事故（配水管等） ・管破損事故（他工事等） ・自然災害による漏水等 ・陥没事故、管渠閉塞事故
B	所管部	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水事故等により広範囲に断水が及ぶ場合 ・自然災害による漏水で広範囲に断水が及ぶ場合 ・大規模な範囲に及ぶ陥没、管渠閉塞
C	担当部及び他部の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・レベルBでの対応が困難な場合 ・震度5弱以下の地震、その他自然災害で対策を要すると認めたとき
D	局	<ul style="list-style-type: none"> ・レベルCでの対応が困難な場合 ・震度6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき
E	局以外に応援要請 (市長部局・他都市・自衛隊等)	<ul style="list-style-type: none"> ・レベルDでの対応が困難な場合 ・BCP発動

IV 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務を継続するためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込む必要がある。そこで業務継続の対象期間を発災直後から 30 日として、以下の要領で、非常時優先業務の選定を行うものとする。

※参考・・・「地震等緊急時対応の手引き」（平成 25 年 3 月改訂日本水道協会）

(1) 飲料水の確保・・・大規模地震等の発生により水道施設が被災し、取水施設や浄水施設等の被災により浄水機能が不能に陥ること、また、給配水管の漏水等により配水池から飲料水が急激に流失することを想定する必要がある。応急給水活動を行うには飲料水の確保が不可欠であることから、災害発生時の宮崎市の被災状況等を把握し、適切な配水計画を立て配水池で飲料水を確保するものとする。

(2) 応急給水・・・被災水道事業体及び応援水道事業体による応急給水の活動に当たっては、住民の生命及び生活の維持が図られるよう、水道管復旧までの期間において、段階的に応急給水量を増加させる必要がある。そのため、応急復旧活動と調整を図りながら、できる限り効率的に行い、「宮崎市上下水道局 災害時応急給水計画」に基づき、必要な施策を講じるものとする。

①業務量と人員

応急給水における発災初期の主な業務は、以下のとおりとする。

- ・災害拠点病院など重要給水施設への運搬給水方式による給水業務
- ・給水活動拠点施設の開設業務

これらを実施するために必要なのは、発災初日（1 日目）は給水車と人員の確保である。

一方、発災初日（1 日目）に応急給水業務に従事可能な人員が確保できるとは限らず、発災初期においては、人員だけでなく車両も不足する。

②対応策

発災後の応急給水は「宮崎市上下水道局応急給水マニュアル」に基づき対応する。

応急給水業務において人員が不足する初期段階では、各班から人員融通を行うものとし、班間で応急給水の補助業務に充当する。また、局職員の人員融通で対応しきれない不足分は、他の水道事業体・宮崎市・宮崎県・自衛隊・自治会・ボランティア及び協定業者に応援を依頼するものとする。被害状況によっては臨機応変に対応した応急給水の展開が必要になるため、「宮崎市上下水道局応援受入れ計画」に基づき体制を整備する。

なお、発災初期の応急給水業務において、人員及び車両等が不足する場合の病院への運搬給水方法や、緊急を要する病院（人工透析を実施）、入所型福祉施設（老人ホーム）の受水槽容量、自家用発電装置の整備状況を給排水設備課にて事前に整理し、その情報を基に水道整備課にて応急給水活動がより効果的に実施できる体制を整備する。

(3) 応急復旧・・・応急復旧の活動は、被害状況や緊急性等を考慮し、復旧の優先路線や地区、仮設配管や本布設による復旧などを的確に判断しながら効率的に進めていく。また、災害発生時には住民等に不安やあせり及び混乱等を生じさせないよう、被害状況や応急給水拠点、復旧見通し等、住民が必要とする情報を適時適切に公開し、住民生活への影響を最小限

に抑えることが重要である。

2 非常時優先業務と着手時期

● 非常時優先業務の考え方

上下水道一体とした機能回復を図るためには、水道、工業用水道及び公共下水道、農集を通じた統一的な考え方のもとに非常時優先業務を選定する必要がある。

そこで、発災から30日の期間を4段階に区分し、各段階で優先すべき業務を設定した。

さらに、すべての非常時優先業務には「優先度」を付与して業務の優先順位を明確にした。

発災後の経過日数	優先事象	着手時期		優先する主な業務
発災～ 3日目まで	市民の生命・健康の維持に必要な業務	A	発災後 1～6時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集・罹災職員の把握 ・ 参集職員による指揮調整・情報収集体制の確立 ・ 市民からの断水・被害情報等受付窓口設置 ・ 基幹施設の被害状況把握と運転管理の継続 ・ 災害拠点病院・救急病院・福祉施設給水開設 ・ 断水・通水区域の把握
		B	発災後 6～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全施設の被害情報収集 ・ 運搬給水、応急給水施設の開設 ・ 重要路線下の管路の被害調査 ・ 九州9都市等への応援要請 ・ 自衛隊応援要請 ・ 広報担当の設置 ・ 重要路線下の配水管、下水道MH浮上・道路陥没の応急復旧
		C	2～3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧・優先業務計画作成 ・ 他都市応援隊・自衛隊・ボランティア受け入れ体制の整備 ・ ホームページでの災害情報提供 ・ 工業用水道の状況調査
4～7日目まで	市民生活を支える業務	D	4～7日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市応援隊と応急復旧に伴う調整業務 ・ 屋内給水管の修繕
8～14日目まで	市民生活を支えながら、社会活動を支える業務	E	8～10日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水の箇所数、1人当たりの給水量の拡大 ・ にごり水発生地域への対応 ・ 重要路線以外の配水管、下水道MH浮上・道路陥没の応急復旧 ・ 工業用水道応急給水、応急復旧
		F	11～14日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道管路被害の詳細調査、応急復旧
15～30日目まで	市民生活を支える業務及び、社会活動を支える業務	G	15～30日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管の断水の解消（28日目までに） ・ 水道の復旧状況に応じた工業用水道の災害対応（応急給水） ・ 必要な通常窓口業務や相談業務の再開

※重要路線…緊急輸送道路や幹線が布設された国道・県道・1、2級市道など

● 受援体制(他の事業者等への応援要請)

他の事業者等に災害応援活動を要請することで、応急給水、応急復旧対策を充実させることができる。また、局の人員を休止していた通常業務に回すことで、上下水道サービスの機能回復時期を早めることも可能となる。そこで、早い段階での応援要請と応援隊の受け入れを実施する。

他の事業者等への応援要請		地震発生から1週間					2週間目	3週間目	4週間目
		1日目	2日目	3日目	4日目	~7日目	~14日目	~21日目	~30日目
応援要請	自治会	←	←	←	←	←	←		
	ボランティア		←	←	←	←	←	←	
	九州9都市等		←	←	←	←	←	←	
	宮崎管工事協同組合	←	←	←	←	←	←	←	←
	下水道管路施設協力会	←	←	←	←	←	←	←	←
	日本下水道事業団	←	←	←	←	←	←	←	←
受入	応援隊誘導		←	←	←	←	←	←	
	待機場所の設置		←	←	←	←	←	←	←
	応援受付・配置		←	←	←	←	←	←	
	現地調整		←	←	←	←	←	←	
	情報共有化		←	←	←	←	←	←	←

(1) 先遣調査隊の受入

震度6強以上の地震が発生した場合又は日本水道協会救援本部長が必要と判断した場合は、日本水道協会救援本部は直ちに先遣調査隊の派遣を行う。先遣調査隊は、被災水道事業者及び情報連絡調整担当水道事業者と協力しながら早期段階で現地の被災状況を把握し、九州地方支部及び都府県支部等へ連絡することで円滑な応援要請の調整及び応援活動に寄与するものとなる。

〈先遣調査隊に提供する情報〉

① 応急給水のための情報

- ・断水区域、通水区域
- ・断水戸数、断水人口
- ・災害重要施設(病院等)の情報

② 応急復旧のための情報

- ・基幹施設の被害状況(水源・取水・導水・浄水・送水・配水施設)
- ・復旧対策の状況
- ・復旧見通し

(2) 応援隊等の受援体制

「宮崎市上下水道局 応援受け入れ計画」に基づき、応援水道事業者及びボランティアを受け入れるための宿泊施設、駐車場、食事等の確保について、事前に調査検討を行っておく。

V 災害発生時の対応

1 初動活動

(1) 初動体制

災害発生直後から1日程度は、別表1「災害初動期事務分掌表」(直後～6時間にすべき事務分掌、6時間～1日以内にすべき事務分掌)の2段階に基づいて行い、参集職員が十分になった時点で、6(P13)の上下水道対策部の事務分掌に移行する。これらの移行判断は、局本部長が行う。

別表1「災害初動期事務分掌表」

直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
1 水道施設の被害調査及び応急措置に すること	1 応急給水に関する こと
2 下水道施設の被害調査及び応急措置に 関すること	2 給水用資機材の確保に関する こと

(2) 通信手段の確保

固定電話、携帯電話ともに不通や混線が想定される場合は、総務班は、電信電話会社に依頼して専用電話回線を設置する。

2 職員の安否・参集方法

(1) 職員等の安否確認

熊本地震では、発災直後は固定電話、携帯電話及びメールの混乱により職員の安否情報が得られない状態であった。そのときに有効であった方法がライン等のSNSであったため、SNSが活用できるよう職員のネットワーク構築を図る。

① 職員の対応

震度6弱以上の地震が発生した場合、または市内で死者が多数出るような災害が発生した場合、職員は、速やかに所属の係長に連絡を取り、家族及び家屋等の被災状況を報告する。係長に連絡が取れない場合は、課長補佐、課長の順に連絡する。

② 勤務時間内

(ア) 所属長は、職員の安否確認を行う。外出している職員などには、携帯電話や携帯メール等により安否を確認する。

(イ) 各課の課長補佐は、職員の参集状況を職員情報班へ報告し、職員情報班は報告を受けた職員の安否や参集状況等を取りまとめる。

(報告例：〇〇課(班)、参集人員〇名、参集率〇%。活動状況、職員の被災状況)

(ウ) 職員情報班は取りまとめた参集状況等を、外部調整班に報告し、外部調整班は市対策本部・局対策本部に報告する。

③ 勤務時間外

(ア) 職員は、職員招集メールを受信したら、配備時間を「配備済み、30分未満、30～60分、60～90分、90分以上、配備できず」から選択し、直ちに返信する。

(イ) 職員班は、各課からの配備状況を庁内LAN掲示板、共有サーバに掲載する。併せて、各所属は、緊急連絡網等により安否を確認する。

(ウ) 各課の課長補佐は、課の職員・職員の家族の安否、家屋等の被災状況や参集状況を取りまとめ職員情報班へ報告する。

(報告例：〇〇課(班)、参集人員〇名、参集率〇%、所管施設を確認中。続いて参集者からの被害状況として、市内〇〇で道路に漏水があり、所々通行不能な状況)

(エ) 職員情報班は取りまとめた参集状況等を、局対策本部、外部調整班に報告し、外部調整班は市対策本部に報告する。

(2) 出動（参集）基準

①震度5弱または5強の地震が発生または津波警報が発令されたときは、予備配備職員は直ちに参集し配備に就くこと。他の職員は自宅で待機または連絡がとれる状態にしておくこと。

②震度6弱以上の地震が発生または大規模津波警報が発令されたときは、連絡を待つまでもなく参集すること。

③情報通信網が寸断され地震等の規模が不明な場合にあっても、大規模な災害の発生を認知またはその恐れが予想される場合は、連絡を待つことなく自主的に参集すること。

④係員は可能な限り速やかに、自身の安否を係長に連絡すること。係長と連絡がとれない場合は、課長補佐（管理係）に連絡すること。

⑤公傷、休職、病休、産休等に該当する職員は参集対象から除外する。

(3) 参集手段

地震発生直後は、道路状況の混乱や規制、公共交通機関停止の可能性も考えられ、また緊急道路の確保、局駐車場のスペース確保という面からも遠方の職員は別としても、できる限りバイク、自転車、徒歩等の手段を使って参集する。

自主参集基準（地域防災計画書から）

職員が、勤務時間外、休日等において大規模な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡を図り又は自らの判断で登庁する。

(1) 職員の自主参集基準

職員は、夜間、休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し又は被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主集合する。

(2) 登庁場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市施設又は避難所に自主集合し、当該災害詰所における所属長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

(4) 参集が困難な場合

次に掲げるような事由等により、参集が困難な場合は、所属長に報告した上で、自宅待機するものとする。なお、待機中は定期的に所属長に連絡を取り、参集可能になった場合には速やかに参集する。

■参集することが困難な事由(例)

- ① 職員または職員の家族等が死亡したとき
- ② 職員または職員の家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき
- ③ 職員の住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき
- ④ 参集途上において、救命活動等に参加する必要が生じたとき
- ⑤ 自宅周辺が避難勧告の対象地域になったとき
- ⑥ 病気休暇、育児休業、産前・産後休暇、忌引休暇、退職中等の職員や妊婦

3 各機関との連絡調整

警戒配備、非常配備体制、及び特別非常配備の体制の下では、局管理部総務課から市対策本部各対策部連絡班へ連絡員が1名派遣されるので、市対策本部からの情報・指示は連絡員から外部調整班へ伝達されることになる。

また、厚生労働省及び関係機関の連絡や応援派遣機関との具体的な連絡調整、受入準備は外部調整班において行う。

4 記録・報道機関対応

報道機関取材の対応は情報班を窓口とし一括して受け付け、必要に応じ該当班に割り振る。総括的な内容の対応は局本部長又は各部長とする。

現場での突発的な取材は現場で対応するものとする。

災害時の活動状況と被害状況の記録として写真、各種報告書にて整理・保存する。

5 局対策本部

(1) 局対策本部の設置

市対策本部の設置の有無にかかわらず、上下水道局長が必要と認めるときは、局対策本部を設置することができる。

(2) 設置場所

局対策本部は、局本庁舎3階（総務課横）に設置する。

なお、局本庁舎が被災のため使用できない場合に備え、予め代替となる施設を選定する。

代替施設は下北方浄水場とする。

(3) 局対策本部会議

局対策本部会議は、局本部長（局長）、局副本部長（管理部長）、水道部長、下水道部長、各課長をもって構成し、毎日定時に開催する。ただし会議の出席者は、状況判断により臨機に対応するものとする。

(4) 局対策本部会議作業チーム

局の危機管理を迅速、円滑に進めるため、作業チームを設置する。

作業チームは、訓練の企画、資機材の管理、BCPの内容検討などの局の危機管理業務の推進に必要な作業を行う。

作業チームのメンバーは、原則、各課の課長補佐1名及び担当職員1名で構成し、各課の推薦のもと、年度当初に上下水道局長が指名する。ただし、新年度のメンバーが指名されるまでの間は、前年度のメンバー（異動者を除く）が引き続き在任するものとする。

局対策本部設置時においては、作業チームは、局対策本部での指示、決定事項について、局内への情報共有を行うものとする。

(5) 対応方針及び非常時優先業務の決定

危機・災害の規模、被災状況、施設・設備の稼動状況、職員の参集状況の概要を把握した時点で、速やかに局本部長が対応方針を決定する。

担当部長は、対応方針の決定を受け、直ちに非常時優先業務を選定し、担当課長、現地応急対策班その他に指示を行う。対応方針の決定と非常時優先業務の決定は、時間の経過と復旧状況の進捗により、随時弾力的に行い、職員に周知する。

(6) 情報の集約・広報

情報班及び外部調整班は、局対策本部会議で確認された資料を基に、定期的に市、関係機関、報道に情報提供を行うとともに、職員情報班は、全職員へ周知する。

(7) 応急対策

① 応急給水

(ア) 応急給水計画の作成

断水が発生又は発生する見込みの場合は、総務課長は、市対策本部その他に連絡を取るとともに、直ちに、給排水設備課長及び水道整備課長と共同して応急給水が必要な地域を把握し、必要給水量を推計する。

水道整備課長は、給排水設備課長と協議して応急給水計画を作成する。

給水量の目標は、地域防災計画中の「段階別応急給水量の目標」による。

(イ) 特別給水

給排水設備課長は、特別給水施設リストを基に水道部関係課等と協議して、速やかに特別給水施設の選定を行う。

② 応援要請

災害時に、局だけでは対応できない場合は、応急資機材の調達、人員の派遣について、市対策本部を通じて県、他市町村、自衛隊へ応援要請を行う。

また、(公社)日本水道協会及び(公社)日本下水道協会に協力を求めるものとする。

これらの要請は、局本部長の命により局副本部長又は総務課長が行う。

6 上下水道対策部の事務分掌

宮崎市において大規模災害が発生した場合、市役所内に市長を本部長とした「宮崎市災害対策本部」が設置され、その組織下に上下水道局長を本部長とした上下水道対策部が設置される。

上下水道対策部の組織は本部及び各班から構成される。

但し、「宮崎市災害対策本部」の設置にかかわらず、5(1)で述べたとおり、上下水道施設の機能に著しく影響があるとき、または予想されるときは、「上下水道局対策本部」を設置することができる。

○事務分掌

上下水道局対策本部の事務分掌

班名【課名】	分掌事務
総務班 情報班 職員情報班 外部調整班 【総務課】	1 上下水道対策本部の庶務に関する事 2 局員の招集・参集・連絡調整に関する事 3 局庁舎の災害復旧対策に関する事 4 上下水道対策本部の設置に関する事 5 上下水道対策本部用品の保管に関する事 6 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事 7 議会・市対策本部・報道関係の対応に関する事 8 上下水道施設の被害調査の総括集計、分析に関する事 9 上下水道災害復旧対策用物品の調達出納保管に関する事 10 車両・応急資材・通信手段の確保、調整に関する事 11 市民への情報提供に関する事 12 国交省、厚労省、宮崎県等への連絡調整に関する事 13 関係機関への応援要請事務に関する事
外部調整班 市民対応班 受援班 【財務課】	1 応援受入計画・庶務に関する事 2 ボランティア受入の庶務に関する事 3 市民からの問合せ対応に関する事 4 断水広報に関する事 5 上下水道災害復旧対策の予算に関する事
現地広報班 市民対応班 【料金課】	1 断水広報に関する事 2 市民からの問合せ対応に関する事 3 部内各班の応援に関する事 4 水道料金・下水道使用料に関する事
応援窓口班 【給排水設備課】	1 重要施設(病院・避難所等)状況収集・連絡に関する事 2 大口利用者、特別給水施設対策・調整に関する事 3 応急給水応援隊の現地調整に関する事 4 ボランティアの現地調整に関する事 5 応急給水の補助に関する事
応急給水班 【水道整備課】	1 水道部の取りまとめに関する事 2 被害状況収集・応援要否の確認に関する事 3 応急給水計画作成(拠点・運搬)に関する事 4 応急給水の開設・実施に関する事 5 応急復旧計画作成に関する事 6 復旧作業及び応急給水に関する事

水道管路班 【配水管理課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事
営業所対策班 【営業所工務課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事
浄水場班 【浄水課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水施設被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事 5 水質の試験に関する事
下水管路班 【下水道整備課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水管路施設被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事
下水処理場班 【下水道施設課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水処理施設の被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧(放流含む)計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事

担当課は、「5 (5) 対応方針及び非常時優先業務の決定」に基づき、直ちに実施計画を作成する。

人的体制が必要な場合は、担当課は、総務課と協議して動員計画を立て、局副本部長又は総務課長が、局内各課に動員を行う。局内全課は、動員があった場合、これに応じて通常業務の処理を縮減することができる。

局内の動員で対応できない場合の市対策本部との調整は、局副本部長が総務課長に命じて行わせる。

7 宮崎管工事協同組合等との連携

宮崎管工事協同組合等との連携が必要と局本部長が認めるときは、局副本部長は、総務課長に命じて宮崎管工事協同組合に局対策本部会議への参加を要請する。

8 関係部局との業務調整

他の部局と業務分担について調整が必要となる業務については、事前に想定し、規模、時期その他必要な対応について協議、協力を求める。

VI 危機管理体制の整備

1 未然防止対策

(1) 上下水道基幹施設の整備促進

危機・災害への対応力をハード面で担保するためには、基幹施設を災害に強いものにしていくことが重要である。老朽化・経年化施設の計画的更新、施設の耐震化推進、連絡管整備等水道施設の多系統化等によるリスクの分散化、融通性の発揮や貯水槽の整備等配水余力、処理余力の拡充など、その他「上下水道事業マスタープラン」に掲げる施策を着実に実施する。

(2) 監視体制・施設警備の充実

危機に対し、迅速、的確に対応できるよう各種監視体制の充実、確実な施設警備により、危機回避のための抑止力強化、災害の未然防止に繋がる施策に努める。

2 平常時対策

(1) 連絡体制の明確化

危機においてこそ機動性ある組織力の発揮が求められることから、職員間及び関係機関について、連絡体制を単純、明確化し、常に職員が認識できる状態にしておく。

(2) 危機・災害関連情報の収集、活用

他事業体の事例や文献等による災害及びその対策について情報を収集し、研修等を通じて情報を共有し、職員の危機意識の醸成を図る。

(3) 災害用資機材の管理

災害用各種資機材については、部門フォルダ等で台帳管理し、管理所管及び保管場所、数量並びに調達方法について全ての職員が常時把握できるようにする。

また、総務課長ほか資機材を所管する課長は、その所管する災害用資機材の管理状況を、年1回（11月）その数量、品質を実地にチェックして、その結果を上下水道局長まで報告しなければならない。

(4) 燃料の確保

災害が長期に及んだ時に公用車や自家発電設備等の燃料を確保する必要がある。

- ・ 燃料にかかる貯蔵量基準の策定
- ・ 災害時の給油所との協定
- ・ 補給ルートの確保

(5) 重要資料の保全

局本庁舎等が被災した場合に対処するため、災害時の応急対策、復旧対策に必要な重要図面、図書、物品を特定し、その所在及び保管者を明確化するとともに、滅失に備えて別途保管するなどバックアップに万全を期すこととし、所管部長は、定期的にその管理状況を所管課長に報告させる。

(6) 特別給水施設及び拠点給水ポイントのリスト化

給排水設備課長は、料金課及び水道部関係課の協力の下、関係機関と連携して、病院や救護施設、避難所その他給水に特別な配慮が必要な施設及び拠点給水ポイント等を事前にリスト化、地図化し、年1回以上その更新を行う。

リスト化に当たっては、施設や地域の特性と必要給水量の把握に努めることとする。

(7) 訓練の実施

災害がいつ発生しても的確に対応できるよう机上や実地にて各種訓練を実施する。

主な訓練を掲げると次のとおり。

①年1回以上行うもの

避難訓練（職員・来庁者） 防火訓練

②随時行うもの

- ・参集訓練 通信・連絡訓練
- ・災害想定（机上）訓練
- ・応急給水訓練
- ・復旧計画・作業工程作成訓練 その他

(8) 職員の技術力の維持向上

異常事態において職員が臨機に対応するためには、業務遂行能力の維持向上が最も重要である。平常業務における技術・技能の習得、研修等により資質向上を図ることはもとより、長期的視点で人材確保のため積極的な施策を講じるよう努める。

(9) 災害時応援受入体制の整備

①災害時相互応援体制

現在の応援協定については、次のとおりであるが、災害時に円滑かつ迅速に支援が得られるよう、あらゆる機会を通じ情報交換等に努めるものとする。

(ア) 九州九都市水道局災害時相互応援に関する協定（覚書あり：平成9年3月31日締結）

北九州市 福岡市 佐賀市 長崎市 熊本市 大分市 鹿児島市 那覇市

(イ) 宮崎県市町村防災相互応援協定（覚書あり：平成8年8月29日締結）

県内市町村

(ウ) 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書（平成10年7月24日締結）

県内水道事業者

(エ) 宮崎東諸県災害時相互応援に関する協定（覚書あり：平成9年12月26日締結）

国富町 綾町

(オ) 九州・山口9県災害時相互支援協定（覚書あり：平成7年11月8日締結）

福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 鹿児島県 沖縄県 山口県

(カ) 中核市災害相互応援協定（覚書なし）

全中核市

(キ) 災害時における水道の応急復旧に関する協定（覚書あり）

宮崎管工事協同組合（平成9年10月6日締結）

(ク) 災害時における下水道の応急対策業務等に関する協定（協定書あり）

宮崎地区下水道管路施設協力会（平成 25 年 7 月 30 日締結）

(ケ) 宮崎市・日本下水道事業団災害支援協定（協定書あり）

日本下水道事業団（平成 29 年 3 月 17 日締結）

②受援体制の整備

災害発生時、他事業体等からの応援人員、車両等を円滑に受け入れし、応急対策、復旧対策の進捗が十分に図られるよう、受援班は、宿泊施設、駐車場、食事の提供その他必要な事項について、予め実施計画を作成することとする。

(10) 自治会及び自主防災組織・民間企業等の連携を図り、災害時の協働を推進する。

①出前講座や自治会の防災訓練などに積極的に参加する。

②住民開設型の応急給水拠点を整備していく。

(11) 本計画及び関係行動計画の最新化（PDCA）

本計画及び行動計画並びに付随する各種マニュアルについては、いわゆるPDCA（計画の策定、訓練等の実施、問題点の把握・評価、計画の改善）サイクルの活用により、大規模災害がいつ発生しても対応できるよう最新性を保ち、対応力の向上を図る。

Ⅶ 事後対策

1 記録

情報班は、対策本部に提出した資料を中心に危機、災害の内容と対応状況について、記録を作成する。

2 検証

危機の収束後は、危機への対応状況を早期に検証し、「Ⅴ 災害発生時の対応」「Ⅵ 危機管理体制の整備」等について見直しを行い、対応力の向上に資するようにならなければならない。

3 結果の公表

1、2で行う記録及び検証の結果は、議会を始め市民、報道機関等広く情報提供できる簡明でわかり易いものとなるよう努めなければならない。